

## 議案第4号

### 連盟規約改訂の件

コンサルティングエンジニア連盟規約は平成13年7月16日の連盟設立の前日に制定され、爾後平成22年6月7日、平成30年9月25日、令和元年5月15日に改訂されています。

この度、連盟規約を再度改訂することとなりましたのでご報告致します。

連盟規約の改廃については、同規約附則において、「規約第14条に定める役員会の議を経て行うものとする」となっておりますが、コロナ禍のためメールにて役員会（常任幹事会）メンバーに図り、規約の改訂が承認されております。

主な規約改訂のポイントは下記とおりです。

1. 本部顧問が、役員会に出席できるようにする。

規約の改訂（案）は次のとおりです。改訂規約は、連盟ホームページに掲載しますのでご覧ください。

#### （顧問）第17条

現行	第17条 本部ならびに支部は顧問をおくことができる。 2 本部の顧問については会長、支部の顧問については支部長がこれを委嘱する。
改訂 （第3項新設）	第17条 本部ならびに支部は顧問をおくことができる。 2 本部の顧問については会長、支部の顧問については支部長がこれを委嘱する。 3 本部顧問は、役員会に出席することができる。